

平成31年

第1回市議会定例会 議案第27号

函館市行政不服審査法施行条例および函館市火災予防条例
の一部を改正する条例の制定について

函館市行政不服審査法施行条例および函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市行政不服審査法施行条例および函館市火災予防条例
の一部を改正する条例

(函館市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 函館市行政不服審査法施行条例(平成28年函館市条例第6号)
の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(函館市火災予防条例の一部改正)

第2条 函館市火災予防条例(昭和48年函館市条例第18号)の一部
を次のように改正する。

第18条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業
標準化法」を「産業標準化法」に、「第17条」を「第20条第1項」
に改める。

第34条の2第2項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に
改め、同項第1号ただし書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に
改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(提案理由)

工業標準化法の一部改正に伴う規定の整備等をするため